

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和3年3月19日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

請求人の私が役所に（損害賠償）債権が有るのが真実で有ると、214,856円の債務は身に覚えのないのを書置きます

私の好んだ自主的入院で無く、区役所に依る犯罪行為に依って私の好まざる意志に反して無理に入院を強いられて居たのだから生活保護法30条2項と生活保護法33条3項に該当する事例なるが故、返還の必要は無いので有る。

1日に50kmも歩ける能力の有った健脚で健常であった私を何の理由も無いのに〇〇区役所（担当ケースワーカーA）が遠い〇〇県の精神病院へ突然、不当強制入院させやがって院長に命じて

刑法 220 条該当の監禁した。病院は 6 ヶ月の重大な傷害罪を含む監禁だったが、区役所のケースワーカー O（区役所の責任）が加えて、其れから〇〇県の〇〇という山奥の施設へ私を幽閉しやがって。外出させず、外気に振れさせて貰え無いので足、腰が痩せて衰え自転車は勿論、電車やバスにも乗れない。健全だった私を後遺症の歩け無い車イス生活者に改造しやがった被害を私に負わせる犯罪をしやがったので有るが。

私が精神病で〇〇病院へ入れられたので有るのなら其の銭は私の負担が当然で有りますが、専門機関の精神保健福祉センターや〇〇県知事等が調査されて、私が精神病で無いのに〇〇区役所の不法行為と院長の営利目的で無理に私を入院させて居るとして退院命令を知事名義で出されたのでした。

以上の様な次で刑法は勿論、生活保護法にも違反のケースワーカー O（〇〇区役所）の 214,856 円の請求は私の望みで入院したもので無く元々はケースワーカー A に依る不正で不当な役所の一方的な犯罪行為に依る不法行為で私に大変な被害の加害行為をしているもの成るが故に。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3 年 1 1 月 1 1 日	諮問
令和 3 年 1 1 月 1 7 日	請求人から主張書面を收受
令和 3 年 1 1 月 2 2 日	請求人から主張書面を收受

令和3年11月24日	請求人から主張書面を収受
令和3年11月25日	請求人から主張書面を収受
令和3年11月30日	請求人から主張書面を収受
令和3年12月2日	請求人から主張書面を収受
令和3年12月3日	請求人から主張書面を収受
令和3年12月9日	請求人から主張書面を収受
令和3年12月16日	請求人から主張書面を収受
令和3年12月17日	審議（第62回第2部会）
令和4年1月17日	請求人から主張書面を収受
令和4年1月21日	審議（第63回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものであるとされている。

(2) 収入の認定

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官

通知」という。) 第 8・3・(2)・ア・(ア)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。) 第 8・1・(4)・アによれば、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1 年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

ウ 「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。) 問 13-2 (答)によれば、収入の増加が事後になって明らかになり、扶助費の額を遡及的に保護変更処分により減額変更する必要がある場合でも、行政処分の安定性の要請等から、遡及変更の限度は 3 か月程度と考えられるべきであるとされている。

したがって、収入認定を行って保護変更処分を行えるのは、発見月の前々月までを限度とすべきであることとなる。

(3) 費用返還義務

ア 法 63 条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 1

・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされ、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。(ア)～(エ) (略)」等を挙げている。

(4) 次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、処分庁は、請求人の保護費の算定に当たって、本件年金を収入認定(53,743円)していたところ、請求人が本件病院に入院し、本件年金の振込先金融機関が近くにないため、本件年金を引き出せなくなったことを確認したことから、平成31年4月1日を変更日として、本件年金を収入認定から削除する保護変更決定を行ったことが認められる。

そして、令和元年10月に至って、処分庁は、請求人が本件年金の引出しができるようになったことを確認したことから、遡及変更が可能な同年8月1日以降から本件年金を再び収入認定する旨の保護変更決定を行い、残りの平成31年4月から令和元年7月まで(4か月分)の本件年金を収入認定すべきだった本件返還額に相当する保護費の返還を求めることを決定したことが認められる(本件処分)。

法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、以て生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであるから（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）、処分庁が、請求人の便宜を考慮し、暫定的に収入認定を削除していた本件返還額について、法63条の規定を適用して本件処分を行ったことは、上記1の法令等の定めにもとった適正なものといえることができる。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件病院への入院や本件施設への入所に至る経緯、処分庁の担当者の行為について、るる主張する。

しかし、請求人が本件病院へ入院し、本件施設に入所するに至った経緯がどのようなものにせよ、本件年金に係る収入認定を削除していた期間については、請求人に対して、保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に該当する。そして、本件処分に違法又は不当な点が認められないことは上記2で述べたとおりである。

また、処分庁の担当者の行為や言動は、本件処分の上記のような性質からすれば、その違法性・不当性に影響を及ぼすものではない。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来